

令和7年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和7年3月11日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

4. 出席農地利用最適化推進委員

相 馬 英 里

香 取 典 男

加 賀 文 志

齊 藤 剛 廣

長 島 操

5. 欠席農地利用最適化推進委員

渡 邊 一 郎

戸 邊 眞 一

6. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次長補佐 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について

議案第6～12号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

報告第4号 農地法第18条（通知）について

報告第5号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第6号 農用地利用集積等促進計画の変更について

報告第7号 農用地利用集積計画の変更について

三須清一会長 ただいまから、令和7年第3回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

9番 大炊 三枝子委員

10番 田口 忠委員にお願いします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第12号までの合計12議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」6件、議案第2号「非農地判断について」3件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）9件、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」再設定2件、議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」8件、議案第6号から第12号までは「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」です。

推進委員について第1区域3人、第2区域及び第3区域各2人、計7人の候補者について、承認を求めるものです。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は13平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇の東南側約500mに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

隣地自己所有農地と一体として耕作したいため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号、整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で、受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ約2.08ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、夫が300日、子も300日、子の妻が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号、整理番号1番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、正木委員

正木善昭委員 確認ですが、今回の申請地〇〇〇〇番〇、13平方メートルですが、そのお隣の〇〇〇〇番〇はどなたの所有のものでしょうか。

三須清一会長 事務局お願いします。

事務局 今回の申請者である譲受人の所有農地であります。〇〇〇〇番〇と一体として耕作したいため今回申請がございました。

因みに譲受人と譲渡人は姉妹でございます。

事務局長 これらの土地は相続により各々が取得した農地で、実際には〇〇〇〇番〇の所有者は〇〇〇に居住してしまして、すでに妹である譲受人が仮登記している農地であります。

このため、今回本登記するために申請がなされたとのことでした。

正木善昭委員 面積や地形からみて、農作業用の通路として使用するのかと思いましたが、お聞きしました。

三須清一会長 よろしいですか。

他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は291平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東南側約240メートルに位置しています。

位置図は議案資料の10ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

所有している農地に隣接しており、効率的に耕作できるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号、整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約6.43ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が270日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号3番「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 整理番号3番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、合計面積は308平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、議案資料の17ページをご覧ください。

受人は〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

〇〇在住で農地の管理ができるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号、整理番号3番について、調査結果を報告します。

第1調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

草刈機、電動ノコギリを揃えています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号、整理番号3番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号4番「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 整理番号4番の申請地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,000平方メートルの賃貸借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の北西側約1.6キロメートルに位置しています。

位置図は、議案資料の22ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

我孫子市で新規就農したいため、賃貸借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号、整理番号4番について、調査結果を報告します。

第1調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、今回賃貸する農地で本人が年間250日です。

農用車、ユンボを所有しています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号、整理番号4番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい。大炊三枝子委員

大炊三枝子委員 営農計画書の中の生産物の処理方法で、出荷先が「農産物直売所あびこん」と「道の駅しょうなん」と記載されていますが、「道の駅しょうなん」には出荷可能になったのでしょうか。

三須清一会長 事務局お願いします。

事務局 こちらについては、あくまで予定ということで申請者の方からは伺っておりますので、まだ直接「道の駅しょうなん」に交渉したという段階ではないということです。

大炊三枝子委員 わかりました。

三須清一会長 よろしいですか。

他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号4番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号5番・6番「農地法第3条について」審議したいと思います。

整理番号5番・6番の受人は株式会社オーチャード奥洞爺で同一事業のため、一括して審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 整理番号5番・6番は一括して説明いたします。

整理番号5番・6番の申請地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田2筆、合計面積は2,888平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇の東南側約600メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の37ページをご覧ください。

受人は株式会社オーチャード奥洞爺で、渡人は〇〇の方と〇〇〇〇の方です。

経営規模を拡大したいため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号、整理番号5番・6番について、調査結果を報告します。

第1調査会で受人・渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約10.02ヘクタールで、農業従事日数は、役員が年間108日、従業員が130日です。

トラクター、草刈機、消毒機を揃えています。

経営農地は全て効率的耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号、整理番号5番・6番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号5番・6番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第2号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は48ページとなります。

位置図は、議案資料の49ページになります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地3筆、合計面積は737平方メートルです。

昭和50年11月に相続で取得した当時から宅地として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は昭和50年11月に相続で取得した当時から宅地として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第1調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号1番に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号1番は原案どおり非農地として判断することとしました。

引き続き、議案第2号、整理番号2番「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をします。

議案資料は55ページとなります。

位置図は、議案資料の56ページとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地、面積は29平方メートルです。

平成29年12月に相続で取得した当時から他人の敷地の一部として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号、整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で申請人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は平成29年12月に相続で取得した当時から他人の敷地の一部として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第1調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号2番に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号2番は原案どおり非農地として判断することとしました。

引き続き、議案第2号、整理番号3番「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をします。

議案資料は59ページとなります。

位置図は、議案資料の60ページになります。

整理番号3番の申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地、面積は430平方メートルです。

昭和45年に物置を新築した当時から宅地として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため、非農地について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号、整理番号3番について、調査結果を報告します。

第1調査会で申請人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は昭和45年に物置を新築した当時から宅地として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第1調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号3番に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号3番は原案どおり非農地として判断することとしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

なお、整理番号2番については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は64ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、9件です。

整理番号1番から9番の転貸人はすべて公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号1番、賃貸借権を再設定する農地は、○○○地先の地目田7筆、合計面積は21,586平方メートルです。

受人は○○○○○○○○の農業者で、渡人は○○の方です。

借受期間は8年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇キログラムです。

整理番号2番、賃貸借権を新規設定する農地は、○○○地先の地目田1筆、面積は3,661平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号3番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は11,041平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号4番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は4,596平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号5番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田1筆、面積は2,028平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号6番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田1筆、面積は1,975平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号7番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,253平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号8番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は980平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号9番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇字〇〇地先の田1筆、畑3筆、合計面積は1,259平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

事務局は以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約23.12ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻も250日、父も250日、母も250日、子が200日、弟が250日、弟の妻が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約7.77ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、父が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号3番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約15.46ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間260日、母が240日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号4番から6番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約4.69ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号7番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約1.51ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号8番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.05ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間256日です。

トラクター、農用車、管理機を揃えています。

整理番号9番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約4.69ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

整理番号1番及び、整理番号3番から9番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整理番号1番及び、整理番号3番から9番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番及び、整理番号3番から9番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、整理番号2番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

（○委員退出）

整理番号2番について、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整理番号2番について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号2番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

（○委員入室）

次に、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは議案の説明をします。議案資料は71ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、再設定2件です。

整理番号1番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は445平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号2番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は1,097平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は毎月〇円から〇円相当の野菜と卵です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第4号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

整理番号1番、2番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.20ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間365日、妻が15日です。

トラクター、耕運機、管理機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、大井栄一委員

大井栄一委員 整理番号2番についてお聞きします。

借賃が毎月〇円から〇円相当の野菜と卵となっていますが、渡人の住所が〇〇〇〇〇であり、どのように借賃を渡人に渡すのでしょうか。

三須清一会長 事務局をお願いします。

事務局 宅配送で送るとのことです。

大井栄一委員 わかりました。

三須清一会長 よろしいですか。他にご質問ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり決定することとしました。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをお開きください。

議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは議案の説明をします。議案資料は72ページとなります。

農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の申請件数は、8件です。

整理番号1番の所有権を移転する農地は、〇〇〇字〇〇地先の田1筆、面積は621平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方他2名です。

整理番号2番の所有権を移転する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は146平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

整理番号3番の所有権を移転する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は414平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

整理番号4番の所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の田7筆、合計面積は5,530平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

整理番号5番の所有権を移転する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は1,449平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

整理番号6番の所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は170平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

整理番号7番の所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は170平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

整理番号8番の所有権を移転する農地は、〇〇〇字〇〇地先の畑6筆、〇〇〇字〇〇地先の畑1筆、合計面積は1,419平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第5号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第5号について、調査結果を報告します。

整理番号1番、6番、7番、8番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約6.04ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、母が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.40ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間180日で、父が80日、母が100日です。

草刈機、刈払機、ウッドチップパーを揃えています。

整理番号3番、4番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約44.43ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号5番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.45ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日で、妻も300日、母が50日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり決定することとしました。

続きまして、議案第6号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」審議します。

先に、私を議長として、2月7日に選考のために役員会を開催しております。

それでは、役員会の委員である、川村調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

川村泉治調査会長 議案書の16ページをお開きください。

議案第6号、我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について、次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

本案件は、「我孫子市農地利用最適化推進委員規程」に基づいて、令和7年2月7日に役員会が招集され、市内3区域に応募・推薦された7人の候補者の中から区域ごとに審査を行い、候補者の選任を行いました。2人が区域で併願しています。

審査では、規程第9条2項1号「農地等の利用の最適化推進に熱意及び識見を有する者であること」同2号、「職務を適切に行うことができる者であること」同3号、「法8条第4項各号に該当しない者であること」に基づき、役員の合議で候補者（案）を決定したものです。

基本審査では、破産宣告や刑執行要件の該否、農業従事の実績、農地法等の違反行為や耕作放棄地の有無、認定農業者、その他特記事項などをもとに審査しました。

また、農業への取り組みや農業関係の活動なども話し合われました。

以上を基に、地域のバランスや、最適化推進委員制度のねらい等も加味しました。

それでは、提案いたします。

区域、第1区域

住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名、相馬英里

生年月日、昭和〇〇年〇月〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですので、これより採決します。

議案第6号について決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第6号については、提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第7号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」審議します。

川村調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

川村泉治調査会長 議案書の17ページをお開きください。

議案第7号、我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について、次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一
それでは提案いたします。

区域、第1区域

住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名、香取典男

生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですので、これより採決します。

議案第7号について決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第7号については、提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第8号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」審議します。

なお、田口忠委員が関係者となっております。

田口忠委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

（田口忠委員退出）

川村調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

川村泉治調査会長 議案書の18ページをお開きください。

議案第8号、我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について、次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一
それでは提案します。

区域、第1区域

住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名、田口 忠

生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですので、これより採決します。

議案第8号について決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第8号については、提案どおり決定することにいたしました。

田口忠委員を入室させてください。

（田口忠委員入室）

続いて、議案第9号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」審議します。

川村調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

川村泉治調査会長 議案書の19ページをお開きください。

議案第9号、我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について、次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは提案します。

区域、第2区域

住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名、花島 啓介

生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですので、これより採決します。

議案第9号について決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第9号については、提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第10号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」審議します。

川村調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

川村泉治調査会長 議案書の20ページをお開きください。

議案第10号、我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について、次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは提案します。

区域、第2区域

住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名、小池 長男

生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですので、これより採決します。

議案第10号について決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第10号については、提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第11号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」審議します。

川村調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

川村泉治調査会長 議案書の21ページをお開きください。

議案第11号、我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について、次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一

それでは提案します。

区域、第3区域

住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名、長島 操

生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですので、これより採決します。

議案第11号について決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第11号については、提案どおり決定することにいたしました。

続いて、議案第12号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」審議します。

川村調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

川村泉治調査会長 議案書の22ページをお開きください。

議案第12号、我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について、次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日 令和7年3月11日 我孫子市農業委員会会長 三須 清一
それでは提案します。

区域、第3区域

住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名、森田 圭一

生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日

経歴は略歴のとおりです。

以上です。

三須清一会長 人事案件ですので、これより採決します。

議案第12号について決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第12号については、提案どおり決定することにいたしました。

以上で審議案件については、すべて終了いたしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から7号までの7件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。

届出事由は、駐車場です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。

届出事由は、住宅が4件、宅地が1件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第4号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。

通知事由は、所有権移転が2件です。

報告第5号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

報告第6号は「農用地利用集積計画等促進計画の変更について」で1件通知がありました。

通知事由は、賃借期間の変更です。

報告第7号は「農用地利用集積計画の変更について」で4件通知がありました。

通知事由は、賃料の変更です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から7号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第3回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。